8 リスクアセスメントの導入・実施手順

リスクアセスメントを実施する場合の実施手順は、次のとおりです。

実施体制の確立
経営トップによるリスクアセスメントの導入宣言と実施体制を
確立する。（8ページ参照）

実施時期と対象の選定
事業場でリスクに変化が生じたり、生じるおそれがあるときなどに
実施する。（8ページ参照）

情報の入手
作業手順書、取扱説明書などの情報を入手する。（8ページ参照）

ステップ 4

危険性・有害性の特定
作業手順書などをもとにあらかじめ定めた分類に則して
危険性・有害性を特定する。（9、10ページ参照）

リスクの見積もり
特定した危険性・有害性によって発生するおそれのある負傷、疾病の重篤度と発生
の可能性の度合いを考慮し、リスクを見積もる。（11～13ページ参照）

リスク低減措置の検討および実施
法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、リスク低減
措置の内容を検討し実施する。（14、15ページ参照）

実施状況の記録と見直し
実施した結果を記録・保存する。リスクアセスメントの手順、基準などの見直し
を行う。（16ページ参照）

実施体制の確立

（1）経営トップ（経営者・工場長）の導入宣言
（2）安全衛生委員会などで調査・審議等
（3）リスクアセスメントの実施手順の作成
（4）リスクアセスメントの試行および試行結果による見直し
（5）関係者へのリスクアセスメント教育の実施

リスクアセスメント実施体制【例】

推進体制＼手順	総括責任	危険性・有害性の特定	リスクの見積もり	リスク低減措置の検討
経営トップ（経営者・工場長）	◎	△	△	○
安全衛生部門の長（リスクアセスメント責任者）	◎	△	○	◎
職場の責任者（リスクアセスメント推進者）		◎	◎	◎
作業者		◎	◎	◎

◎：必ず関わる　○：必要に応じて関わる　△：特別な事情がある場合に関わる

実施時期と対象の選定

（1）はじめての実施

経営トップによる導入宣言に基づきリスクアセスメントをスタートします。はじめて実施する際は、まず対象となる設備、作業を選定しましょう。その上で、対象に関わるリスクを、できるだけ漏れなく洗い出せる方法を考えましょう。

（2）法令で定められた事項に基づく実施（随時）

事業場におけるリスクに変化が生じたり、生じるおそれがあるとき（例えば、作業手順を新規採用・変更するとき、設備を新規採用・変更するとき、労働災害が発生したときなど）に実施します。

（3）計画的な実施（定期）

既に設置されている設備や採用された作業方法などに対しても、一定期間ごと（毎年）に実施することによって作業標準の見直しなど、安全衛生水準の継続的な向上を図ることができます。

情報の入手

日頃から取り組んでいる4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動、危険予知活動、安全衛生パトロールなどの活動から日常の危険体験について、整理しておくことで、リスクの見積もりに当たって、具体的に災害の予測を立てやすくなります。また、定常作業のみならず、非定常作業（突発的な作業等）に係る資料等も情報として整理しておくことが必要です。

10ページで紹介する「職場で感じた危険体験メモ【図】」などを活用してください。